

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第1号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第2号	専決処分事項の報告について	5
報告第3号	専決処分事項の報告について	7
議案第16号	廿日市市債権管理条例	9
議案第17号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例	19
議案第18号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	41
議案第19号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第20号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	49
議案第21号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条 例	57
議案第22号	廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の一 部を改正する条例	61
議案第23号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並び に生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改 正する条例	65
議案第24号	廿日市市乳幼児等医療費支給条例及び廿日市市 重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正す る条例	69
議案第25号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一 部を改正する条例	73
議案第26号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	77
議案第27号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	83
議案第28号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事	95

	業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	
議案第 29 号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	…… 99
議案第 30 号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	… 103
議案第 31 号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	… 107
議案第 32 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	… 111
議案第 33 号	廿日市市公園条例等の一部を改正する条例	…… 115
議案第 34 号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に 関する条例の一部を改正する条例	… 145
議案第 35 号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一 部を改正する条例	… 149
議案第 36 号	廿日市市立学校給食センター設置条例の一部を 改正する条例	… 153
議案第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	… 157
議案第 49 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	… 161
議案第 50 号	過疎地域自立促進計画の変更について	…… 165
議案第 51 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	… 169

議案第 5 2 号	市道路線の認定及び廃止について	1 7 3
議案第 5 3 号	財産の取得について	1 7 7
議案第 5 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	1 7 9
議案第 5 5 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	1 8 1
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	1 8 3

報告第 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成 29 年 12 月 28 日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和 3 1 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 5 3 条の 7 中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

第 5 4 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 0」を「第 1 0 条の 2 の 1 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、市民税及び固定資産税に係る改正規定が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 459,900 円

- 2 専決処分年月日 平成 30 年 2 月 14 日

(参考事項)

平成29年9月14日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月23日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 248,400円

債権者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

2 専決処分年月日 平成30年2月7日

(参考事項)

平成30年1月20日市職員の行為によって発生した倉庫損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 16 号

廿日市市債権管理条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保及び健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（水道事業の管理者の権限を行う場合を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

（債権管理簿の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、債権管理簿（規則で定める事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）を整備しなければならない。ただし、市の債権の管理上、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

（督促）

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

（延滞金）

第7条 市長は、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権について、前条の規定による督促をしたときは、当該督促をした債権の金額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の場合において、履行期限内に履行されなかった債権の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の規定による延滞金の額の計算について年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 市長は、前条の履行期限までに履行しなかったことについて、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の延滞金を減額し、

又は免除することができる。

（滞納処分等）

第 8 条 市長は、強制徴収公債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

（強制執行等）

第 9 条 市長は、非強制徴収債権について、第 6 条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 12 条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第 13 条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前 2 号に該当しない非強制徴収債権（第 1 号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第 10 条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第 11 条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開

始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第12条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第13条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない

い。

(放棄)

第15条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の債権を放棄することができる。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、その相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について第9条に規定する強制執行等の手続又は第11条の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権について第12条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (6) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について、相当の期間を経過してもなお債務の履行の見込みがないと認められるとき。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例は、施行の日前に発生した市の債権についても適用する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例の廃止)

4 廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和 39 年条例第 19 号）は、廃止する。

(経過措置)

5 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(廿日市市佐伯公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

6 廿日市市佐伯公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成 15 年条例

第 6 9 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）」を「廿日市市債権管理条例（平成 3 0 年条例第 号）」に改める。

（廿日市市吉和公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

- 7 廿日市市吉和公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成 1 5 年条例第 7 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）」を「廿日市市債権管理条例（平成 3 0 年条例第 号）」に改める。

（廿日市市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

- 8 廿日市市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 1 7 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）」を「廿日市市債権管理条例（平成 3 0 年条例第 号）」に改める。

（廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正）

- 9 廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例（平成 2 5 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）」を「廿日市市債権管理条例（平成 3 0 年条例第 号）」に改める。

（廿日市市上水道事業給水条例の一部改正）

- 1 0 廿日市市上水道事業給水条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 5 条の 2」を「第 3 5 条」に改める。

第 3 5 条の 2 を削る。

(提案理由)

公平な市民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図ることを目的として、市の債権の管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 17 号

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第6条―第31条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）等との連携に努めなければならない。

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければな

らない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないときに限る。）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみな

す。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携について十分に配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けてい

る指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるこ

とができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第18条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す

ること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。以下この項において同じ。）への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サー

ビス計画を市町村に届け出なければならない。

- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス又は法第42条の2

第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護支援専門員その他の従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(介護支援専門員の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び

健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（重要事項の揭示）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（秘密保持）

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 第1項の事故により損害が発生した場合において、指定居宅介護支援事業者が賠償すべきものがあるときは、当該指定居宅介護支援事業者は、速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第 32 条 第 2 章から前章まで（第 28 条第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「第 20 条」とあるのは「第 32 条において準用する第 20 条」と、第 12 条第 1 項中「指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 20 号の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 5 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

（廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年広島県条例第5号）」を「廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号）」に、「第13条第10項」を「第15条第9号」に改める。

第93条第2項中「第13条各項」を「第15条各号」に改める。

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、都道府県の条例で定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 18 号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市職員定数条例（昭和 6 2 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「

」 を 「

」 に、

「

」 を 「

」 に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正され、監査制度の充実強化が図られることに伴い、監査体制の強化を図る目的で、監査委員の事務部局の職員の定数を増員するため、この条例案を提出するものである。

議案第 19 号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附則第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 1 条及び第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法等の一部が改正され、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が拡充されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象業種に係る規定などを改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 0 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１号中「３万７，０００円」を「３万３，９００円」に、「１万７，０００円」を「１万５，０００円」に改め、同表第４号中

「

指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	１件	１万円	１申請をもって１件とする。
----------------------	----	-----	---------------

」

を

「

指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	１件	１万円	１申請をもって１件とする。
指定居宅介護支援事業者の指定	１件	２万円	１申請をもって１件とする。
指定居宅介護支援事業者の指定の更新	１件	１万円	１申請をもって１件とする。

」

に改め、同号に次のように加える。

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第１号事業を行う事業者の指定	１件	２万円	１申請をもって１件とする。 第１号訪問事業に係る複数の指定の申請を同時に行う場合又は第１号通所事業に係る複数の指定の申請を同時に行う場合は、それぞれ１件の申請とみなす。
介護予防・日常生活支援総合事業のうち	１件	１万円	１申請をもって１件とする。 第１号訪問事業に係る複数の

第1号事業を行う事業者の指定の更新		指定の更新の申請を同時に行う場合又は第1号通所事業に係る複数の指定の更新の申請を同時に行う場合は、それぞれ1件の申請とみなす。
-------------------	--	---

別表第8号中

53 万円	1 申請をもって1 件とする。 設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額の2 分の1 の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4 分の1 の額とする。
	1 申請をもって1 件とする。 設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額の2 分の1 の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4 分の1 の額と
83 万円	
101 万円	
112 万円	

を

142 万円	する。
166 万円	
388 万円	
510 万円	
629 万円	

」

57 万円	1 申請をもって 1 件とする。 設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額（変更の許可のうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号。以下「手数料省令」という。）第 2 条で定める場合においては、危険物屋外タンク貯蔵所設置の許可の項に掲げる区分の金額）の 2 分の 1 の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の 4 分の 1 の額とする。
	1 申請をもって 1 件とする。 設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額（変更の許可のうち、手数料省令第 2 条で定める場合においては、危険物屋外タン
88 万円	
107 万円	
120 万円	

に、

152 万円	ク貯蔵所設置の許可の項に掲 げる区分の金額) の 2 分の 1 の額、変更の許可に係る完成 検査は、当該手数料の額の 4 分の 1 の額とする。
178 万円	
407 万円	
534 万円	
649 万円	

」

113 万円	を	118 万円	に、
134 万円		141 万円	
150 万円		158 万円	
183 万円		194 万円	
214 万円		226 万円	
435 万円		455 万円	
557 万円		582 万円	
677 万円		707 万円	

」

」

	1 申請をもって 1 件とする。 設置の許可に係る完成検査又 は変更の許可は、当該手数料 の額の 2 分の 1 の額、変更の 許可に係る完成検査は、当該 手数料の額の 4 分の 1 の額と する。	を
575 万円		
725 万円		
1,070 万円		

」

	1 申請をもって 1 件とする。
--	------------------

	設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額（変更の許可のうち、手数料省令第2条で定める場合においては、危険物屋外タンク貯蔵所設置の許可の項に掲げる区分の金額）の2分の1の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4分の1の額とする。	に、
593 万円		
747 万円		
1,090 万円		

41 万円	42 万円	
54 万円	56 万円	
70 万円	73 万円	
92 万円	96 万円	
104 万円	109 万円	を に、
160 万円	166 万円	
182 万円	190 万円	
203 万円	212 万円	

49 万円	53 万円	
63 万円	68 万円	
99 万円	103 万円	
131 万円	141 万円	
172 万円	178 万円	を に、
332 万円	343 万円	
406 万円	419 万円	
465 万円	480 万円	

「	910 万円		「	932 万円	
	1,240 万円	を		1,260 万円	に、
	1,700 万円			1,730 万円	
」			」		

「	31 万円		「	32 万円	
	43 万円			46 万円	
	72 万円			75 万円	
	96 万円			102 万円	
	121 万円	を		130 万円	に、
	295 万円			315 万円	
	362 万円			387 万円	
	417 万円			446 万円	
」			」		

「	266 万円		「	269 万円	
	319 万円	を		323 万円	に改める。
	479 万円			483 万円	
」			」		

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、砂利採取計画の認可等及び屋外に危険物を貯蔵するタンクの設置許可等に係る審査の標準手数料額が改定されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を改めるとともに、介護保険法の一部が改正され、市が指定居宅介護支援事業者等の指定に係る審査を実施することに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例

廿日市市市民センター条例（昭和４７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表を次のように改める。

名 称	位 置
廿日市市中央市民センター	廿日市市天神１１番２９号
廿日市市平良市民センター	廿日市市平良二丁目７番６号
廿日市市原市民センター	廿日市市原４３９番地２
廿日市市宮内市民センター	廿日市市宮内１５５３番地
廿日市市地御前市民センター	廿日市市地御前三丁目１０番５号
廿日市市佐方市民センター	廿日市市佐方一丁目４番２８号
廿日市市阿品市民センター	廿日市市阿品二丁目２３番８号
廿日市市串戸市民センター	廿日市市串戸二丁目１３番１３号
廿日市市阿品台市民センター	廿日市市阿品台四丁目１番４１号
廿日市市宮園市民センター	廿日市市宮園三丁目１番地５
廿日市市四季が丘市民センター	廿日市市四季が丘五丁目１３番地３
廿日市市友和市民センター	廿日市市友田４０７番地１
廿日市市津田市民センター	廿日市市津田４２１８番地
廿日市市吉和市民センター	廿日市市吉和３４２５番地１
廿日市市大野市民センター	廿日市市大野１３２８番地
廿日市市大野西市民センター	廿日市市丸石二丁目５番１７号
廿日市市大野東市民センター	廿日市市宮島口東二丁目１２番５号
廿日市市宮島市民センター	廿日市市宮島町６００番地
廿日市市宮島杉之浦市民センター	廿日市市宮島町９９３番地１

第１３条第３項の表左欄中「別表第１の１６の表から１８の表まで」を「別表第１の１６の表から１９の表まで」に改める。

別表第１の１８の表を別表第１の１９の表とし、別表第１の１７の表を

別表第 1 の 1 8 の表とし、別表第 1 の 1 6 の表の次に次の 1 表を加える。

1 7 廿日市市大野東市民センター

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9 時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9 時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9 時から 21時30分 まで
研修室 1	790円	910円	1,020円	1,820円	1,930円	2,840円
研修室 2	740円	840円	950円	1,690円	1,790円	2,640円
研修室 3	1,110円	1,270円	1,420円	2,540円	2,690円	3,960円
研修室 4	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
多目的室	230円	270円	300円	540円	570円	850円
工作室	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
和室	240円	280円	310円	560円	600円	880円
調理実習室	510円	580円	660円	1,170円	1,240円	1,830円

備考 1 の表備考の規定は、この表について準用する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市大野東市民センターを設置し、その使用料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 2 号

廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する
条例

廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例（平成元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「ホテル営業、同条第３項に定める旅館営業又は同条第４項」を「旅館・ホテル営業又は同条第３項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３０年６月１５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

旅館業法の一部が改正され、同法に規定するホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第28条―第31条）」を「第7章 雑則（第
第8章 罰則（第
28条―第31条）
32条・第33条）」に改める。

第1条中「生活環境の保全及び」を「循環型社会の形成及び生活環境の
保全並びに」に改める。

第13条第2項中「集積所」の次に「（次条第1項において「集積所」
という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止）

第13条の2 一般廃棄物処理計画に従い集積所に排出された廃棄物のう
ち、再利用の対象となる物として規則で定めるもの（次項において「再
利用対象物」という。）については、市又は市長が指定する者以外の者
は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市又は市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して再
利用対象物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行
為を行わないよう命ずることができる。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 罰則

（罰則）

第32条 第13条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万
円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従
業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。

（提案理由）

循環型社会の形成に対する市民の意識の向上を図ることを目的に、集積所に排出された一定の廃棄物の持ち去りを禁止し、違反した者に対する罰則を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市乳幼児等医療費支給条例及び廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市乳幼児等医療費支給条例及び廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

(廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部改正)

第1条 廿日市市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の廿日市市乳幼児等医療費支給条例第3条第3項の規定は、平成30年分以後の所得により行う第4条第1項の規定による受給資格の認定（以下「認定」という。）について適用し、平成29年分以前の所得により行う認定については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の廿日市市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項の規定は、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得税法の一部が改正され、条例で引用している控除対象配偶者が同一生計配偶者に改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 5 号

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する
条例

(廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第1条 廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「被保険者又は」を「被保険者（広島県の区域外に住所を有することとなつた者であつて、同法第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるものを含む。）又は」に改め、同条第2項第4号中「第55条に規定する入院等をしたことにより、市の区域内に住所を有することとなつた」を「第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる」に改める。

(廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同法第55条に規定する入院等をしたことにより、広島県の区域外に住所を有することとなつた者」を「広島県の区域外に住所を有することとなつた者であつて、同法第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるもの」に改め、同条第2項第4号中「第55条に規定する入院等をしたことにより、広島県の区域外から市の区域内に住所を有することとなつた」を「第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる」に改める。

(廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1
項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を
有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者
- 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、後期高齢者医療の被保険者に係る住所地特例の範囲が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成１２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項第１号中「３万２００円」を「３万２，９９０円」に改め、同項第２号中「４万４６８円」を「４万４，２０６円」に改め、同項第３号中「４万５，３００円」を「４万９，４８５円」に改め、同項第４号中「５万４，３６０円」を「５万９，３８２円」に改め、同項第５号中「６万４００円」を「６万５，９８０円」に改め、同項第６号中「７万２，４８０円」を「７万９，１７６円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第３８条第４項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が１２５万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第２条第１項第６号イ中「保険料の額」を「保険料額」に、「係る者」を「係る部分」に、「又は第９号イ」を「、第９号イ、第１０号イ又は第１１号イ」に改め、同条第７号中「７万８，５２０円」を「８万５，７７４円」に改め、同号ア中「１２５万円以上１９０万円未満」を「２００万円未満」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「保険料の額」を「保険料額」に、「係る者」を「係る部分」に、「又は第９号イ」を「、第９号イ、第１０号イ又は第１１号イ」に改め、同項第８号中「９万６００円」を「９万８，９７０円」に改め、同号ア中「１９０万円以上４００万円未

満」を「３００万円未満」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「保険料の額」を「保険料額」に、「係る者」を「係る部分」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第１０号イ又は第１１号イ」に改め、同項第９号中「１０万５，７００円」を「１０万８，８６７円」に改め、同号ア中「４００万円以上６００万円未満」を「４００万円未満」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「保険料の額」を「保険料額」に、「係る者」を「係る部分」に、「除く。）に」を「除く。）」、次号イ又は第１１号イに」に改め、同項第１０号中「１１万１，７４０円」を「１３万１，９６０円」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第９号の次に次の２号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 １１万５，４６５円

ア 合計所得金額が６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 １２万２，０６３円

ア 合計所得金額が８００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第２条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「２万７，１８０円」を「２万９，６９１円」に改める。

第１３条中「第１号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

１ この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

- 2 改正後の廿日市市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成２７年度から平成２９年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成３０年度から平成３２年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、介護保険法等の一部が改正され、市町村の質問検査権の及ぶ範囲が拡大されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 27 号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、３年以上）」に改め、同条第５項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、午後６時から午前８時までの間において」を削り、同項に次の１号を加える。

（１２）介護医療院

第６条第７項中「午後６時から午前８時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第８項中「、午後６時から午前８時までの間は」を削り、同条第１２項中「第１９１条第１０項」を「第１９１条第１４項」に改める。

第３２条第３項中「午後６時から午前８時までの間に行われる」を削る。

第３９条第１項中「３月」を「６月」に改め、同条第４項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第４７条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、３年以上）」に改める。

第５９条の３第３項中「第２項」を「前項」に改める。

第５９条の９第６号中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第５９条の２１中「第４節」を「前節」に改める。

第５９条の２５中「９人以下」を「１８人以下」に改める。

第５９条の２７第１項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第５９条の３８中「第３４条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第５９条の３４に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第4項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に改め、「平成24年広島県条例第9号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉

施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第39条第1項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅

介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第７項に次の１号を加える。

(5) 介護医療院

第１９１条中第１０項を第１４項とし、第９項を第１２項とし、同項の次に次の１項を加える。

- １３ 第１１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第１９９条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第１９１条第８項ただし書中「前項各号」を「第７項各号」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第７項の次に次の３項を加える。

- ８ 第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供で

きる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、次の」を「次の」に改め、同号表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がないときには、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第3条から第5条までの規定中「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に改める。

附則に次の2条を加える。

第8条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着

型特定施設の実情に応じた適当数

第9条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 28 号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第５条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第９条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする」に改める。

第４４条第６項の表中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第４５条第３項、第４６条、第６０条第３項、第７２条第２項及び第７３条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第７８条に次の１項を加える。

３ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業

者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第 8 3 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を、「指定地域密着型サービスをいう。）」の次に「、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）」を加える。

第3条中「第78条の2第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、都道府県の条例で定めていた指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準について市町村の条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 0 号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第1項中「係る指定介護予防サービス」の次に「及び法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービス」を加える。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を

基本とし、」を加え、同条第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 3 2 条第 2 1 号中「以下」を「次号及び第 2 2 号において」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第 3 3 条第 1 号中「口腔機能^{くう}」を「口腔機能」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 1 号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和３５年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第１章の章名を次のように改める。

第１章 市が行う国民健康保険の事務

第１条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第２章の章名を次のように改める。

第２章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

第２条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「廿日市市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第１１条第２項の規定に基づき市が設置する協議会をいう。）」に改める。

第９条第１項中「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第７２条の４」を「法第７２条の５」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の保険者に県が加わり、県及び市にそれぞれ協議会を置くこととなったことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 2 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充

てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。

以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附則第14項中「附則第14項」を「附則第16項」に改める。

附則第17項中「附則第17項」を「附則第19項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとされたことに伴い、必要な規定の整理を行うなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 33 号

廿日市市公園条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市公園条例等の一部を改正する条例

(廿日市市公園条例の一部改正)

第1条 廿日市市公園条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「第7条」を「第7条第1項又は第2項」に改める。

第37条第4項中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

(都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「第9条第3項から第10項まで」を「第9条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで」に改める。

(廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

宮内工業団地地区整備計画区域	大規模区画地区	(1) 法別表第2(い)項第5号、第7号及び第8号に規定する建築物
		(2) 法別表第2(い)項第6号に規定する保育所
		(3) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物
		(4) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に規定する建築物
		(5) 法別表第2(ほ)項第3

	小規模区	号に規定する建築物
	画地区	(6) 法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(20)まで、(22)から(24)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営む工場
		(7) 法別表第2(ぬ)項第2号に規定する建築物
		(8) 法別表第2(を)項各号に規定する建築物

」

を

「

宮内工業団地地区 地区整備 計画区域	大規模区	(1) 法別表第2(い)項第5号、第7号及び第8号に規定する建築物
	画地区	(2) 法別表第2(い)項第6号に規定する保育所
		(3) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物
		(4) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に規定する建築物
	小規模区	(5) 法別表第2(ほ)項第3号に規定する建築物
	画地区	(6) 法別表第2(る)項第1号(1)から(20)まで、(22)から(24)まで及び(29)から

		(31)までに規定する事業を 営む工場
		(7) 法別表第2(る)項第2 号に規定する建築物
		(8) 法別表第2(わ)項各号 に規定する建築物

」

に、

「

木材港第 2期地区 地区整備 計画区域	—	(1) 法別表第2(い)項第 5号及び第7号に規定す る建築物 (2) 法別表第2(は)項第 4号に規定する建築物 (3) 法別表第2(に)項第 5号及び第6号に規定す る建築物 (4) 法別表第2(ほ)項第 3号に規定する建築物 (5) 法別表第2(ぬ)項第 1号及び第2号に規定す る建築物 (6) 法別表第2(を)項第 2号から第4号及び第6 号から第8号に規定する 建築物	500平方メー トル。ただし、 令第130条の 4に規定する建 築物(令第13 0条の4第2号 に規定する建築 物を除く。)に ついては、この 限りでない。	建築物の外壁又は 柱の面から敷地 との距離の最低限度 境界にあつては3メ し、隣地境界にあつ トルとする。
木材港北 地区地区	準工業地 区	(1) 法別表第2(い)項第 5号に規定する建築物	500平方メー トル。ただし、	建築物の外壁又は 柱の面から道路

これに代
境界線ま
は、道路
ートルと
ては１メ

これに代
境界線ま

整備計画 区域		(2) 法別表第2（は）項第4号に規定する建築物 (3) 法別表第2（に）項第6号に規定する建築物 (4) 法別表第2（ち）項第2号に規定する建築物 (5) 法別表第2（る）項第5号及び第6号に規定する建築物 (6) 法別表第2（を）項第2号から第4号まで及び第6号に規定する建築物	令第130条の4に規定する建築物（令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。） については、この限りではない。	での距離の最低限度 計画道路沿いにあつ 計画道路端から、そ 路沿いにあつては道 1メートルとする。 既存建築物の部分に 根、壁及び床の修繕 替の行為を行う場合 りではない。
	工業地区	(1) 法別表第2（い）項第5号に規定する建築物 (2) 法別表第2（は）項第4号に規定する建築物 (3) 法別表第2（に）項第6号に規定する建築物 (4) 法別表第2（ぬ）項第1号(1)、(3)から(10)まで及び(12)から(31)までに規定する事業を営む工場 (5) 法別表第2（を）項第2号から第4号まで及び第6号に規定する建築物		
下平良二丁目地区整備	準工業地区	(1) 法別表第2（い）項第3号に規定する寄宿舍及び下宿	500平方メートル。ただし、令第130条の	建築物の外壁又は わる柱の面から道路 び都市計画法第14

は、都市
ては都市
の他の道
路端から
ただし、
ついて屋
又は模様
はこの限

これに代
境界線及
条第 1 項

計画区域		(2) 法別表第 2 (い) 項第 4 号に規定する学校（大 学、高等専門学校、専修 学校及び各種学校を除 く。） (3) 法別表第 2 (い) 項第 5 号に規定する建築物 (4) 法別表第 2 (は) 項第 4 号に規定する建築物 (5) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に規定する建築物 (6) 法別表第 2 (ち) 項第 2 号に規定する建築物 (7) 法別表第 2 (り) 項第 3 号(1)、(5)及び(7)から(20)に規定する事業を営む工場並びに同項第 4 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (8) 法別表第 2 (り) 項第 3 号(3)に規定する引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニングの事業を営む工場 (9) 法別表第 2 (り) 項第 3 号(4)に規定するセルロイドの加熱加工の事業を	4 に規定する建築物（令第 13 条の 4 第 2 号に規定する建築物を除く。） については、この限りではない。	の計画図に示す壁面制限がある敷地境界距離の最低限度は、ルとする。ただし、に満たない距離にある又は建築物の部分がのいずれかに該当する場合を除く。 (1) 既存建築物にの規定に適合し部分があるとき (2) 公共用歩廊そ数人の通行の用る建築物 (3) バス又はタクシー降場の上家 (4) あずまや
------	--	---	--	--

の位置の
線までの
1メートル
この限度
る建築物
次の各号
る場合を

ついてこ
ていない
。
の他の多
途に供す

シーの乗

		営む工場 (10) 法別表第2(る)項 第6号に規定する建築物 (11) 法別表第2(を)項 第4号に規定する建築物 (12) 建築物の1階又は2 階を住宅、共同住宅、診 療所及び保育所に供する 建築物(3階以上の部分 の住宅、共同住宅、診療 所及び保育所への出入 口、階段その他これらに 類する部分を除く。)
	商 業 地 区 A	(1) 法別表第2(い)項 第3号に規定する寄宿 舎及び下宿 (2) 法別表第2(い)項 第4号に規定する学校 (大学、高等専門学 校、専修学校及び各種 学校を除く。) (3) 法別表第2(い)項 第5号に規定する建築 物 (4) 法別表第2(は)項 第4号に規定する建築 物 (5) 法別表第2(に)項

	第 5 号及び第 6 号に規定する建築物 (6) 法別表第 2 (ち) 項第 2 号及び第 3 号に規定する建築物 (7) 法別表第 2 (る) 項第 6 号に規定する建築物 (8) 法別表第 2 (を) 項第 4 号に規定する建築物 (9) 建築物の 1 階又は 2 階を住宅、共同住宅、診療所及び保育所に供する建築物 (3 階以上の部分の住宅、共同住宅、診療所及び保育所への出入口、階段その他これらに類する部分を除く。)	
商 業 地 区 B	(1) 法別表第 2 (い) 項第 3 号に規定する寄宿舎及び下宿 (2) 法別表第 2 (い) 項第 4 号に規定する学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) (3) 法別表第 2 (い) 項	1 , 0 0 0 平方メートル。 ただし、令第 1 3 0 条の 4 に規定する建築物 (令第 1 3 0 条の 4 第 2 号に規定する建築物を除

	第 5 号に規定する建築物	く。) については、この限りではない。
(4)	法別表第 2 (は) 項 第 4 号に規定する建築物	
(5)	法別表第 2 (に) 項 第 5 号及び第 6 号に規定する建築物	
(6)	法別表第 2 (へ) 項 第 5 号に規定する建築物	
(7)	法別表第 2 (と) 項 第 2 号から第 4 号に規定する建築物 (店舗に付帯するものを除く。)	
(8)	法別表第 2 (ち) 項 第 2 号及び第 3 号に規定する建築物	
(9)	法別表第 2 (を) 項 第 4 号に規定する建築物	
(10)	集会場 (業として葬儀を行うものに限る。)	
(11)	建築物の 1 階又は 2 階を住宅及び共同住宅に供する建築物 (3 階以上の部分の住宅及び共同住宅への出入口、	

		階段その他これらに類する部分を除く。)		
--	--	---------------------	--	--

を

「

木材港第 2期地区 地区整備 計画区域	—	(1) 法別表第2(い)項第5号及び第7号に規定する建築物 (2) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物 (3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に規定する建築物 (4) 法別表第2(ほ)項第3号に規定する建築物 (5) 法別表第2(る)項第1号及び第2号に規定する建築物 (6) 法別表第2(わ)項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに規定する建築物	500平方メートル。ただし、令第130条の4に規定する建築物(令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。)については、この限りでない。	建築物の外壁又は 柱の面から敷地 での距離の最低限度 境界にあつては3メ ートルとする。
木材港北 地区地区 整備計画 区域	準工業地 区	(1) 法別表第2(い)項第5号に規定する建築物 (2) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物 (3) 法別表第2(に)項第6号に規定する建築物	500平方メートル。ただし、令第130条の4に規定する建築物(令第13	建築物の外壁又は 柱の面から道路 での距離の最低限度 計画道路沿いにあつ 計画道路端から、そ 路沿いにあつては道

」

これに代
境界線ま
は、道路
ートルと
ては１メ

これに代
境界線ま
は、都市
ては都市
の他の道
路端から

		(4) 法別表第2(り)項第2号に規定する建築物 (5) 法別表第2(を)項第5号及び第6号に規定する建築物 (6) 法別表第2(わ)項第2号から第4号まで及び第6号に規定する建築物	0条の4第2号に規定する建築物を除く。)については、この限りでない。	1メートルとする。既存建築物の部分に根、壁及び床の修繕替の行為を行う場合には、この限りでない。
	工業地区	(1) 法別表第2(い)項第5号に規定する建築物 (2) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物 (3) 法別表第2(に)項第6号に規定する建築物 (4) 法別表第2(る)項第1号(1)、(3)から(10)まで及び(12)から(31)までに規定する事業を営む工場 (5) 法別表第2(わ)項第2号から第4号まで及び第6号に規定する建築物		
下平良二丁目地区整備計画区域	準工業地区	(1) 法別表第2(い)項第3号に規定する寄宿舎及び下宿 (2) 法別表第2(い)項第4号に規定する学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)	500平方メートル。ただし、令第130条の4に規定する建築物(令第130条の4第2	建築物の外壁又は柱の面から道路及び都市計画法第14の計画図に示す壁面制限がある敷地境界距離の最低限度は、とする。ただし、

ただし、
ついて屋
又は模様
は、この

これに代
境界線及
条第 1 項
の位置の
線までの
1 メート
この限度

	(3) 法別表第 2 (い) 項第 5 号に規定する建築物	号に規定する建築物を除く。)	に満たない距離にある又は建築物の部分が
	(4) 法別表第 2 (は) 項第 4 号に規定する建築物	は、この限りでない。	のいずれかに該当す 除く。
	(5) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に規定する建築物		(1) 既存建築物に の規定に適合し 部分があるとき
	(6) 法別表第 2 (り) 項第 2 号に規定する建築物		(2) 公共用歩廊そ 数人の通行の用 る建築物
	(7) 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号(1)、(5)及び(7)から (20)までに規定する事業を 営む工場並びに同項第 4 号 に規定する危険物の貯蔵又 は処理に供する建築物		(3) バス又はタク 降場の上家
	(8) 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号(3)に規定する引火性溶 剤を用いるドライクリーニ ング、ドライダイイングの 事業を営む工場		(4) あずまや
	(9) 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号(4)に規定するセルロイ ドの加熱加工の事業を営む 工場		
	(10) 法別表第 2 (を) 項第 6 号に規定する建築物		
	(11) 法別表第 2 (わ) 項第 4 号に規定する建築物		
	(12) 建築物の 1 階又は 2 階を		

る建築物
次の各号
る場合を

ついてこ
ていない
。

の他の多
途に供す

シーの乗

	住宅、共同住宅、診療所及び保育所に供する建築物（３階以上の部分の住宅、共同住宅、診療所及び保育所への出入口、階段その他これらに類する部分を除く。）
商業地区 A	(1) 法別表第２（い）項第３号に規定する寄宿舎及び下宿 (2) 法別表第２（い）項第４号に規定する学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (3) 法別表第２（い）項第５号に規定する建築物 (4) 法別表第２（は）項第４号に規定する建築物 (5) 法別表第２（に）項第５号及び第６号に規定する建築物 (6) 法別表第２（り）項第２号及び第３号に規定する建築物 (7) 法別表第２（を）項第６号に規定する建築物 (8) 法別表第２（わ）項第４号に規定する建築物

	(9) 建築物の1階又は2階を住宅、共同住宅、診療所及び保育所に供する建築物（3階以上の部分の住宅、共同住宅、診療所及び保育所への出入口、階段その他これらに類する部分を除く。）	
商業地区 B	(1) 法別表第2（い）項第3号に規定する寄宿舍及び下宿 (2) 法別表第2（い）項第4号に規定する学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (3) 法別表第2（い）項第5号に規定する建築物 (4) 法別表第2（は）項第4号に規定する建築物 (5) 法別表第2（に）項第5号及び第6号に規定する建築物 (6) 法別表第2（へ）項第5号に規定する建築物 (7) 法別表第2（と）項第2号から第4号までに規定する建築物（店舗に付帯するものを除く。）	1,000平方メートル。ただし、令第130条の4に規定する建築物（令第130条の4第2号に規定する建築物を除く。）については、この限りでない。

		(8) 法別表第 2 (り) 項第 2 号及び第 3 号に規定する建築物 (9) 法別表第 2 (わ) 項第 4 号に規定する建築物 (10) 集会場（業として葬儀を行うものに限る。） (11) 建築物の 1 階又は 2 階を住宅及び共同住宅に供する建築物（3 階以上の部分の住宅及び共同住宅への出入口、階段その他これらに類する部分を除く。）	
--	--	--	--

に、

「

ちゅーピーパーク地区地区整備計画区域	—	(1) 法別表第 2 (に) 項第 5 号に規定する建築物 (2) 法別表第 2 (る) 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に規定する建築物 (3) 法別表第 2 (を) 項第 2 号、第 3 号及び第 8 号に規定する建築物（寄宿舎を除く。）	—
--------------------	---	--	---

」

を

」

「

ちゅーび ーパーク 地区地区 整備計画 区域	—	(1) 法別表第 2 (に) 項第 5 号に規定する建築物 (2) 法別表第 2 (を) 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に規 定する建築物 (3) 法別表第 2 (わ) 項第 2 号、第 3 号及び第 8 号に規 定する建築物 (寄宿舍を除 く。)	—
------------------------------------	---	--	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定

は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律において、都市公園法、都市計画法及び建築基準法の一部が改正され、それぞれの条例で引用している法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 34 号

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の
一部を改正する条例

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例（平成２４年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「１０平方メートル」の次に「（市の区域内に都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第５５条第１項若しくは第２項の規定による市民緑地契約又は同法第６３条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、１０平方メートルから当該市民緑地の住民１人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「６平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、６平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民１人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第５条の次に次の１条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第６条 運動施設の敷地面積について政令第８条第１項の条例で定める割合は、１００分の５０とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園の敷地面積に関する規定を改正するとともに、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 35 号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

第 15 条第 1 項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条に定める者に限る。第 32 条第 3 項及び第 34 条第 2 項において同じ。）が次条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条に規定する方法により、第 37 条第 1 項の規定により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の家賃以下で定めることができる。

第 16 条第 2 項中「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 8 条」を「、省令第 7 条」に改める。

第 32 条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が公営住宅に引き続き 3 年以上入居し、かつ、第 16 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合は、市長は、第 15 条第 2 項及び前 2 項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を、毎年度、令第 8 条第 3 項により準用する同条第 2 項に規定する方法により、第 37 条第 1 項の規定により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の家賃以下で定めることができる。

第 34 条第 3 項中「第 1 項の家賃及び」を「第 1 項及び第 2 項の家賃並

びに」に、「第 19 条の規定は第 1 項」を「第 19 条の規定は第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者が公営住宅に引き続き 5 年以上入居し、かつ、第 16 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合で、市長が同項の規定により把握した当該入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第 15 条第 2 項、第 32 条第 3 項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の家賃とする。

第 37 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 34 条第 1 項」を「第 3 項」に、「第 32 条第 3 項又は第 34 条第 3 項」を「第 32 条第 4 項又は第 34 条第 4 項」に改める。

第 38 条第 3 項中「第 34 条第 2 項」を「第 34 条第 3 項」に改める。

第 40 条及び第 41 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

別表中公営住宅の部新宮原住宅の項中「1843 番地」を「1843 番地 1」に改める。

附則第 6 項中「第 32 条第 3 項、第 34 条第 3 項」を「第 32 条第 4 項、第 34 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、収入の申告をすること等が困難な事情にあると認められる者の家賃の決定に関する規定を設けるなどのためこの条例案を提出するものである。

議案第 36 号

廿日市市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 2 月 23 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

廿日市市立学校給食センター設置条例（昭和４３年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条の２」を「第６条」に改める。

第２条の表吉和学校給食センターの項の次に次のように加える。

大野学校給食センター	廿日市市大野１３４６番地１
------------	---------------

第４条中「、その運営に関して教育委員会の諮問に応じ、重要な事項について審議するため」を削り、「廿日市市立学校給食センター運営委員会」の次に「（以下「運営委員会」という。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議するとともに、当該審議に必要な調査及び研究を行う。

第５条第１項中「委員」を「運営委員会の委員（以下「委員」という。）」に改め、同条第３項中「委員に欠員が生じたときの」を「委員が欠けた場合における」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第１条の改正規定、第４条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定、第５条第１項及び第３項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２ この条例による改正後の廿日市市立学校給食センター設置条例（以下「新条例」という。）第５条の規定による廿日市市立学校給食センター運営委員会（新条例第２条の表に掲げる大野学校給食センターに係るものに限る。）の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

新たに廿日市市立学校給食センターを設置することに伴い、当該廿日市市立学校給食センターの名称及び位置を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 8 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：643人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2687番地1
- (3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。

地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、平成29年4月1日現在の人口は643人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。

本地区は、耐震性貯水槽の空白地区となっており、大規模地震時には、現状の防火水槽が使用できないおそれがあります。また、周囲が山々に囲まれていることから、林野火災の発生に備えて、消防防災ヘリコプター等を活用した早期消火体制の確立が必要となっています。

こうした課題に対応するため、消防防災ヘリコプターの離着陸が可能である小学校跡地に耐震性貯水槽を設置し、地域の消防体制を強化することにより、地域の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
消防施設 (耐震性貯水槽)	廿日市市	8,078	2,693	5,385	5,300
合 計		8,078	2,693	5,385	5,300

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 9 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：643人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
(2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2687番地1
(3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。
地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、平成29年4月1日現在の人口は643人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。
その結果、生活利便施設である商店は閉鎖し、保育園や小学校が廃園・廃校となるなど、暮らしの維持に必要な機能やにぎわいが徐々に失われ、住民不安の高まりとともに、地域活力の低下が懸念されています。
こうした課題に対応させるため、浅原市民センターの設備改修や、廃校となった小学校跡地に当該地区の特色を生かした交流拠点の整備を行っています。
また、当該地区の生活交通については、住民の移動を担う運行バス車両の老朽化が進んでいることから、更新が必要となっています。
このため、最新のバリアフリー機能や、新たな排ガス規制に適合した小型ノンステップバスを購入し、佐伯地域自主運行バス浅原線に導入することで、生活交通の確保を行い、生活利便性の向上に努めます。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成30年度まで 2年間

(単位：千円)

区 分 施設名 事業主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他の集会施設 (浅原地区活性化施設) (浅原市民センター (浅原中央活性化センター))	廿日市市	170,094		170,094	169,700
	廿日市市	42,400		42,400	42,300
住民の交通の便に供 するための自動車 (雪上車を含む。) (佐伯地域自主運行 バス浅原線)	廿日市市	23,500		23,500	23,500
合 計		235,994		235,994	235,500

(提案理由)

浅原辺地において実施している事業の事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 0 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

3 の (1) のウ中「ます。」の次に「また、災害時の緊急放送として活用できるコミュニティ F M 放送は、吉和地域では受信できず、沿岸部との情報格差が生じています。」を加える。

3 の (2) のウに次のように加える。

- 吉和地域において、コミュニティ F M 放送が受信できるよう、中継局の整備を支援し、情報格差を解消するとともに、地域間交流の促進を図ります。

「

3 の (3) の表中

(6) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備（デジタル化）事業	廿
-----------------------------------	-------------------	---

日市市	を	(6) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	防災行政無線整備（デジタル化）事業
			防災情報設備整備補助事業

廿日市市		に改める。
廿日市市		

(提案理由)

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、防災情報設備整備補助事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 1 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 3（第 1 7 条関係）

区 分	負 担 す る 割 合 又 は 額
1 共通経費（2 の項に掲げるものを除く。）	均等割 1 0 0 分の 1 0
	高齢者人口割 1 0 0 分の 5 0
	人口割 1 0 0 分の 4 0
2 広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費	経費割 1 0 0 分の 1 0 0
3 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 9 8 条に定める市町の一般会計において負担すべき額

4 保険料その他の納付 金	高齢者医療確保法第 1 0 5 条に定める市町 が納付すべき額
------------------	------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成 2 9 年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システム機器の更新に係る市町負担金の負担割合を定めるにあたり、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 2 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
7 7 4	上 平 良 宮 内 幹 線	廿日市市上平良字大 原 9 1 6 番 1 3 地先	廿日市市宮内字長尾 2 3 5 番 5 地先
8 0 7	下 ケ 原 線	廿日市市原字下ケ原 5 9 5 番 1 地先	廿日市市原字下ケ原 6 0 8 番 1 地先
1 4 1 8	旧 廿 日 市 停 車 場 線	廿日市市駅前 9 4 6 番 3 地先	廿日市市廿日市二丁 目 4 8 6 番 7 地先
1 4 1 9	堂 垣 内 6 号 線	廿日市市上平良字堂 垣内 4 0 0 番 1 2 地 先	廿日市市上平良字堂 垣内 4 0 0 番 1 0 地 先
1 4 2 0	扇 新 開 第 5 号縦線	廿日市市地御前三丁 目 1 3 1 8 番 4 地先	廿日市市地御前三丁 目 1 3 0 8 番 2 地先
1 4 2 1	木 上 通 り 2 号 支 線	廿日市市地御前四丁 目 1 8 2 4 番 2 地先	廿日市市地御前四丁 目 1 8 2 3 番 1 5 地 先

4 3 1 1	堤 7 号 線	廿日市市宮島口西二丁目 2 7 3 0 番 6 地先	廿日市市宮島口西二丁目 2 7 3 7 番 4 地先
4 6 6 7	鯛 ノ 原 3 号 線	廿日市市大野字鯛ノ原 6 3 7 番 3 地先	廿日市市大野字鯛ノ原 6 3 8 番 2 3 地先
4 6 6 8	熊 ケ 浦 鯛 ノ 原 線	廿日市市大野字熊ケ浦 3 1 9 7 番 1 地先	廿日市市大野字鯛ノ原 6 7 1 番 5 地先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
7 7 4	上 平 良 宮 内 幹 線	廿日市市上平良字大原 9 1 4 番 1 地先	廿日市市宮内字長尾 2 3 7 番 1 地先
8 0 7	下 ケ 原 線	廿日市市原字下ケ原 5 9 5 番 1 地先	廿日市市原字下ケ原 6 0 6 番 1 地先
4 3 1 1	堤 7 号 線	廿日市市宮島口西二丁目 2 7 3 0 番 6 地先	廿日市市宮島口西二丁目 2 7 3 1 番 4 地先
4 5 1 9	熊 ケ 浦 対 巖 山 線	廿日市市大野字熊ケ浦 3 1 9 7 番 1 地先	廿日市市大野字対巖山 2 9 9 番 4 地先
4 5 2 0	早時 8 号線	廿日市市大野字対巖山 3 7 5 番 4 地先	廿日市市大野字対巖山 3 7 7 番地先

(提案理由)

開発行為により設置した新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線などを廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 3 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 財産の表示

品 名 小型ノンステップバス

数 量 2 台

2 取得価格 4 5 , 3 2 7 , 6 0 0 円

3 相手方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

(提案理由)

自主運行バス運営事業で使用する車両を取得しようとするものであるが、
買い入れようとする車両の予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、市
議会の議決を求めるものである。

議案第 5 4 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 青 木 晴 美

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員青木晴美の任期が、平成30年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 55 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 青 木 春 好

氏 名 酒 井 龍 夫

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員青木春好及び酒井龍夫の任期が、平成３０年３月３１日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 市 里 尚 弘

氏 名 青 木 敬 子

(提案理由)

人権擁護委員市里尚弘及び青木敬子の任期が、平成30年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

